

埼玉県小学生バレーボール連盟表彰・慶弔規程

埼玉県小学生バレーボール連盟の慶弔規定を下記のとおり定める。

(表 彰)

第1条 功労表彰に関すること

(1) 役 員

埼玉県小学生バレーボール連盟規約第7条に規定する役員として6年以上在職しているもの。

(2) 指導者

本連盟登録団体における指導者として、10年以上指導し、かつ健全な指導が認められる者。

当該者は、各委員長の申請書に基づき、理事会の承認を得ることとする。

(3) 伝達式

功労表彰として、埼玉県小学生バレーボール連盟会長名により表彰状及び記念品を贈呈する。

第2条 チーム表彰に関すること

公益財団法人日本バレーボール協会・日本小学生バレーボール連盟が主催する全国大会に、第3位以内入賞したチームに対し、下記のとおり実施する。

(1) 当該チームと合同による「報告会」の実施。(50,000円の補助金)

(2) 監督・コーチ・マネージャーには、埼玉県バレーボール協会会長名による、優秀監督賞等の表彰状及び記念品を贈呈する。

(3) 選手に対しては、埼玉県小学生バレーボール連盟より記念品を贈呈する。

(4) 全国スポーツ少年団バレーボール大会での入賞については、埼玉県スポーツ少年団バレーボール部会と相談して決定する。

第3条 上部団体・公共団体表彰に関すること

推薦条件に照らし合わせ、理事会で決定する。

但し、緊急を要する場合は、会長・理事長・総務委員長で決定し、後日理事会にて報告する。

第4条 善行表彰に関すること

善行等表彰に値する場合は、理事会にて承認後表彰する。

(慶 事)

第5条 全国的(文部科学大臣賞等)な表彰を受けた場合敬意を表する。内容については、会長・理事長・総務委員長で決定し、後日理事会にて報告する。

(弔 事)

第6条

(1) 役 員 (埼玉県小学生バレーボール連盟規約第7条)

本 人 香典 (10,000円)・生花又は弔電
配偶者及び実父母、子 香典 (10,000円)・生花又は弔電

(2) 役 員 (上記以外の役員)

本 人 生 花

(3) 登録チーム (代表者)

本 人 生 花

(傷病見舞)

第7条

役員 (埼玉県小学生バレーボール連盟規約第7条) 本人が7日以上入院した場合
10,000円

(その他)

第8条

この他、必要と思われる場合には、会長・理事長・総務委員長で決定する。
また、上記以外については、個人対応とする。

附則

この規定は、昭和一年一月一日より適用する。
この規程は、令和3年4月11日より適用する。
この規程は、令和5年4月 9日より適用する。